

国自貨第456号

変 更 登 録 通 知 書

株式会社ヤマザキ

代表取締役 山崎 耕平 殿

令和7年11月5日付けで申請のあった外航運送に係る第一種貨物利用運送事業に係る変更登録申請は、貨物利用運送事業法第7条第1項の規定に基づき申請のとおり登録したので、同条第2項において準用する第5条第2項の規定に基づき通知する。

記

利用運送機関 外 航 海 運
業 務 の 範 囲 一 般 事 業

令和7年11月27日

国土交通大臣

金子 恭之

